

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年7月4日

尾道市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
		○		尾道市瀬戸田町福田	無	R2年度～ R6年度	広島県有機農業 研究会尾道支部
		○		尾道市御調町丸河南	無	R4年度～ R8年度	農事組合法人 皆童丸
		○		尾道市浦崎町	無	R4年度～ R8年度	はなや自然農園